

	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度	
	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
「とねっと」契約期間 (5年間)	契約満了		(1年間延長) 契約更新		6ヶ月間 清算業務		9月30日 事務所の解散	
国のシステムの方向性 (R2.7.30決定)	電子処方箋 ※令和4年度夏目途 ※令和5年1月に遅延		構築の時期や運用等の公表が遅れる予定 ※手術情報の閲覧(R5年5月から公開予定)					
協議会・作業部会	臨時総会(3月) (5年度協議会 事業計画・予算の 決定)	作業部会(2月) (5年度協議会 事業計画・ 予算の協議)	※ Web会議で対応可能 ※ 事務局体制(3人↓2人)	通常総会(10月) (4年度決算承認等)	臨時総会(3月) (6年度予算決定等)			
システムワーキンググループ	意見交換 (2月7日)		※ 必要に応じ開催					
行政会議			進め方(5月) 本年度以降の 決算等の協議 (8月)		予算・清算等の 協議(12月)			
医療機関・住民等への 事業終了に伴う 周知活動	(仮定) 本日の協議会で承認が得られた場合 2月1日 協議会H27での周知 2月1日 「とねっと」協議会H27での周知 2月1日以降 協議会事務局あての問合せ等「 際しての事業終了の説明 (令和5年度中)	3月1日 健康記録 システム上での停止の周知	4月 協議会事務局からの参加医療機関等への個別通知 4月5月 構成市町での参加住民等への周知 (広報・HP)	5月5月 協議会事務局からの圏域外参加住民への 個別通知 5月5月 退会市町からの参加住民への 個別通知(希望団体)	9月 協議会事務局からの報道機関を 通じての周知	事務局・構成市町からの事業終了に伴う周知活動		

(参考) 2市1町 (加須市・幸手市・杉戸町) 延長に向け検討してきた事項 (右記のとおり) ※ 7市2町 了承済	<p>○ 協議会の名称 ⇒ 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会(継続) (理由) ① 参加住民は、「埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会」あてに参加同意書を提出されている。 ② また、協議会を継続することにより、参加住民のデータの継続性が図れる。</p> <p>○ 協議会の愛称「とねっと」⇒ 「とねっと」(継続) (理由) ① 参加住民は、「とねっと」カードを提示する「とねっと」参加医療機関において、住民自身の診療の活用に同意されている。 ② 「とねっと」カードとしての活用をはじめ、参加医療機関に配布している「ステッカー」やポスターなど幅広く「とねっと」という愛称を用いている。 ③ また、愛称「とねっと」は、広く住民に浸透されている。</p> <p>○ 「とねっと」カードの活用(継続) (理由) ① 新「とねっと」の構成団体は、利根保健医療圏内の全ての住民をカバーするため、引き続き、「とねっと」カードを使用する。 ② 「とねっと」カードに記載されている市・町章についても、そのまま使用する。 (利根保健医療圏内の全ての住民をカバーするため、市・町章があっても支障はない。) ③ 「とねっと」カードを活用して二重同意(①参加申請時点での同意・②各医療機関あて、「とねっと」カードの提出での同意)を得ていることが、「とねっと」のオリジナリティとして、国の評価を得ている。</p>	<p>○ システム延長期間 ・当面、令和6年度～令和7年度まで</p> <p>○ システム機能 ・住民の要望が強く、かつ、財政負担の少ない医療連携と救急を運用</p> <p>○ 継続しない団体(5市1町)の既存参加者の取扱い ・新たなシステム構成団体となるので、既存参加者は全員退会とする。</p> <p>○ 新たなシステム構成団体での住民・患者の参加受入れ ・利根保健医療圏内外を問わず、住民の意向を最大限に尊重したいため、受け入れは可能とする。</p> <p>○ 受入れする際の費用負担 ※ 事務局費やシステム利用料等に充当 ・1人(1年間) 圏域内外 1,000円</p> <p>(参考) 現在 圏域外: 500円(「とねっと」カード発行経費等)</p>
--	--	--